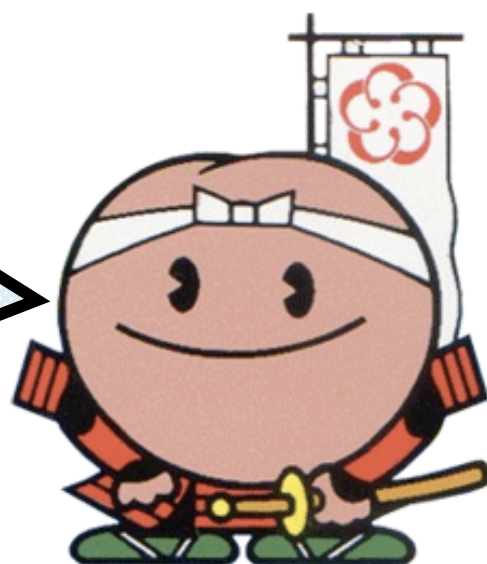


令和5年度 小田原市

保育所等利用の手引き

この手引きは、申込みや
入所後も必要になるため、
大切に保管してほしい
でござる！！



小田原市観光 PR キャラクター『梅丸（うめまる）』

もくじ

<u>【入所前案内】</u> （P.2～14）	
1. <u>保育所等を利用するにあたって</u> ・・・・・・・・ P.2	6. <u>必要な書類について</u> ・・・・・・・・ P.10
2. <u>保育を必要とする事由</u> ・・・・・・・・ P.2～3	7. <u>申込み後の変更事項について</u> ・・・・ P.11
3. <u>保育所等の利用までの流れ</u> ・・・・・・・・ P.4	8. <u>申込みにあたっての注意事項</u> ・・・・ P.11
① <u>入所可能年齢について</u> ・・・・・・・・ P.5	※『 <u>市内保育所一覧表</u> 』・・・・・・・・ P.12～13
② <u>保育所等の見学について</u> ・・・・・・・・ P.6	9. <u>保育コンシェルジュ相談について</u> ・・・・ P.14
③ <u>申込受付について</u> ・・・・・・・・ P.6	<u>【入所後案内】</u> （P.15～20） P.15
④ <u>「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について</u> ・・・・ P.7	10. <u>保育所等の入所後について</u> ・・・・・・・・ P.15～20
⑤ <u>利用の選考</u> ・・・・・・・・ P.8	11. <u>利用者負担金（保育料）について</u> ・・・・ P.16～20
⑥ <u>選考の結果・通知</u> ・・・・・・・・ P.8	※『 <u>月額利用者負担額（階層表）</u> 』・・・・ P.18～19
⑦ <u>利用の決定</u> ・・・・・・・・ P.8	12. <u>その他の保育サービスについて</u> ・・・・ P.21
4. <u>市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて</u> ・・・・ P.9	13. <u>幼児教育・保育の無償化の実施について</u> ・・・・ P.22～23
5. <u>転園の申込みについて</u> ・・・・・・・・ P.9	14. <u>申込書の記載例</u> ・・・・・・・・ P.24～25
	15. <u>マイナンバー（個人番号）の記入について</u> ・・・・ P.26～27

【入所前案内】

P.2～14 まで
※入所後案内は
P.15～20

1. 保育所等を利用するにあたって

保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業（以下「保育所等」）は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子様のため」の施設です。この申込書は、保育所等の利用のための申込書です。幼稚園や認定こども園（幼稚部）の利用申込みはできませんのでご注意ください。

※ 保育所等については、P.12～13「小田原市内保育所等一覧表」をご覧ください。

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、小田原市では保育所等利用の申込手続きで認定申請を兼ねていますので、事前に認定の手続きをする必要はありません。

2. 保育を必要とする事由

お子様の保護者が次の事由（①～⑧）のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等を利用することができます。

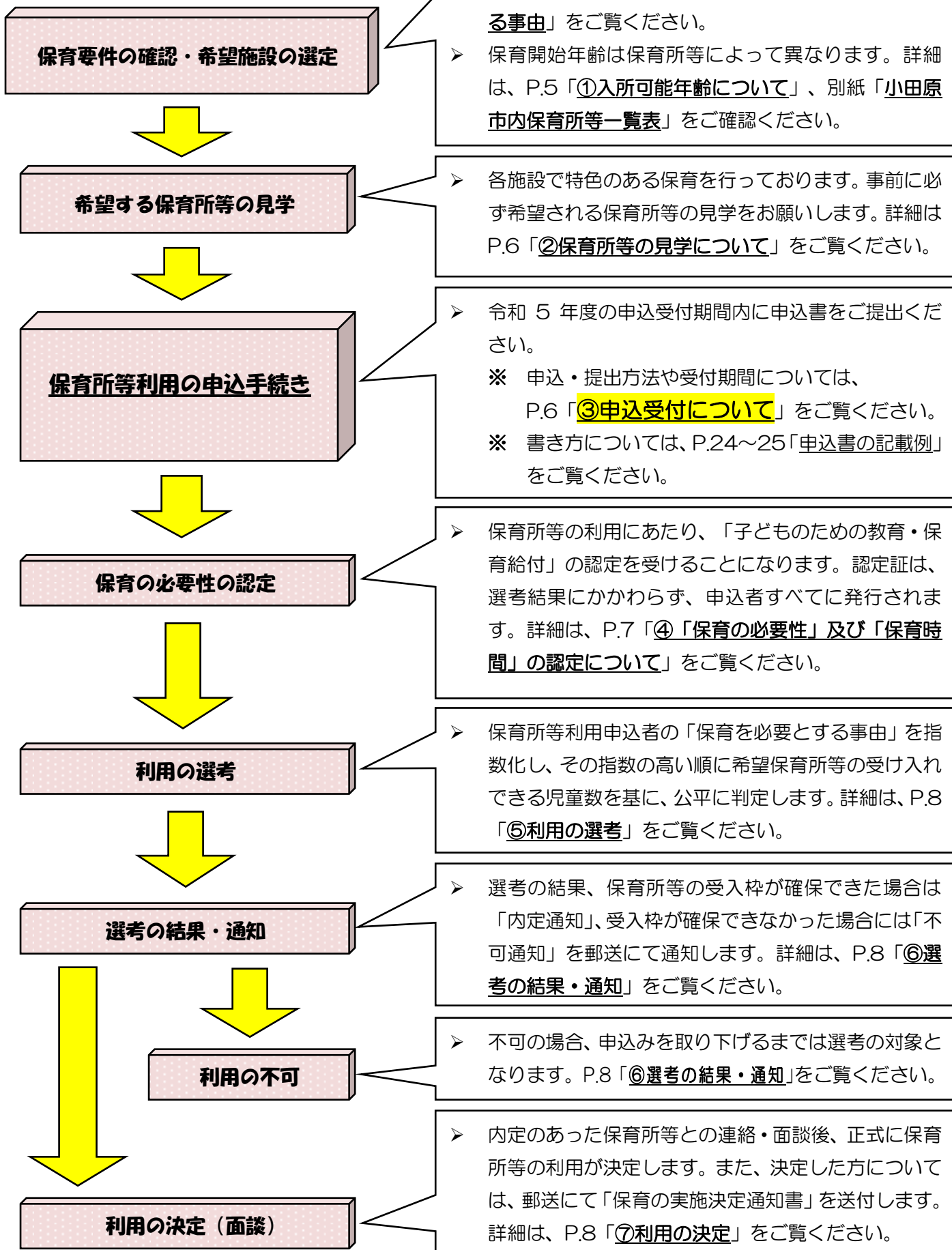
事由が発生している期間のみ保育所等をご利用できます。事由ごとの利用期間が切れた場合は、他の事由が新たに発生しない限り保育所等を利用することができませんので、年度の途中であっても退所していただくことになります。申込みにあたって必要な提出書類は事由ごとに異なります。P.10「6. 必要な書類について」とあわせてご確認ください。

保育を必要とする事由	利 用 期 間	提 出 書 類	備 考
①就労（内定）している場合 （一月15日以上かつ60時間以上の就労が最低基準）	就労している期間のみ保育所等を利用することができます。仕事を辞めた場合は保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。 ※きょうだいで申請する場合、きょうだいいずれかの利用が決まった場合でも就労を開始する必要があります。	✓就労証明書（別添様式） ※自営の方は、就労証明書とは別に自営を証明する書類が必要になります。 ※指定様式以外のもの（旧様式を含む）は原則受付しておりません。	●就労証明書は、事業主に記入してもらってください。 ●就労証明書は、発行日から 3 か月以内のものを提出してください。 ●勤務先が自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）、農業、漁業に従事している場合、自営を証明する書類（営業許可証、開業届等）または収入を証明する書類（確定申告書、源泉徴収票等）が必要です。証明書類がない場合には書類不備扱いとなります。 ●就労証明書の訂正は、改めて事業主に記入してもらってください。（訂正印は不要） ●「1 か月の平均就労日数が15日以上かつ合計就労時間が60時間以上」を満たしていない場合は、就労の事由とすることができません。現状はこの時間と日数を下回るが、保育所等入所次第、時間と日数が増える場合には、その旨と具体的な時間と日数を備考欄に記入してもらってください。
	保護者が育児休業明けの場合は、復職（予定）日によって利用申込みができる月が決まります。 ・1日～14日付の復職 → 復職月の前月1日からの利用申込みができます。 （例）5月14日復職 → 4月1日からの利用申込みが可能 ・15日～31日付の復職 → 復職月の当月1日からの利用申込みができます。 （例）5月15日復職 → 5月1日からの利用申込みができます。 ※育児休業期間中に、復職を早めて利用を希望する場合は、就労先に育児休業期間を短縮し復職できるか確認する必要があります。 ※入所月の翌月14日までに復職する必要があります。（休日にあたる場合は前営業日）		

保育を必要とする事由	利 用 期 間	提 出 書 類	備 考
②妊娠中や、出産後間もない場合	出産（予定）月を基準として <u>出産前 3 か月と出産月、出産後 3 か月の最長 7 か月間</u> 、保育所等を利用することができます（利用開始月にかかわらず出産後 3 か月の末日までの利用となります）。出産後、そのまま育児休業を取得する場合であっても、保育所等を継続して利用することができます。	✓母子手帳の写し	●出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。 ●出産事由期間の終了後も申込みを続ける場合には、ほかの事由が必要になりますので、その事由が確認できる書類の提出が必要です。 ●出産事由で入所していて、引き続き育児休業を取得する場合には、育児休業期間の記載された就労証明書の提出が必要です。
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	病気やけがなどの事由により保育所等を利用する場合は、 <u>医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間</u> のみ利用することができます。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。	✓診断書 ✓障害者手帳 ✓療育手帳	●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は診断書の提出は不要です。
④親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合	病人の看護等の事由により保育所等を利用する場合は、看護等を必要とされる対象者の <u>医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間</u> のみ利用することができます。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。	看護等を必要とする方について ✓診断書 ✓障害者手帳 ✓療育手帳	●診断書には、「看護等が必要なため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの場合は診断書の提出は不要です。
⑤求職活動をしている場合	求職活動の事由により保育所等を利用した場合は、利用期間が入所開始月から <u>3 か月間</u> となります。	不要	●期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定したら速やかに就労先に就労証明書の発行を依頼してください。なお、就労時間等の都合により保育時間を保育短時間（8時間）から保育標準時間（11時間）に変更する場合には、別途届出が必要となります。
⑥就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）	就学している期間のみ保育所等を利用することができます。卒業した場合や休退学をした場合は保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。 ※ <u>原則、月 60 時間以上</u>	✓在学証明書 ✓就学時間の分かる書類	●在学証明書は、各学校の様式のもので提出してください。 ●カリキュラムやシラバスのような就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。
⑦地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合		✓り災証明書など	
⑧その他	その他の理由で保育所等を利用する場合、保育を必要とする事由の状況に応じて判断します。状況により必要な提出書類が異なりますので、小田原市保育課までお問い合わせください。		

3. 保育所等の利用までの流れ

~~ フローチャート ~~



① 入所可能年齢について

保育開始年齢は、保育所等によって違います。利用を希望する月に保育可能な年齢であるか保育所等に確認してからお申込みください。（詳細⇒P.12～13「小田原市内保育所等一覧表」）

保育所のうち、「小田原乳児園」は1歳児クラス修了までとなります。

保育所のうち、「分園」は次の表のクラス修了までの利用となり、修了後はそれぞれの本園に通うようになります。他園を希望する場合は、改めて申込みが必要となりますのでご注意ください。

城前寺保育園そが分園 1～3歳児クラスまで	⇒	城前寺保育園（本園）
西大友保育園分園みらい 1歳児クラスまで	⇒	西大友保育園（本園）
南鴨宮あいじ園駅前分園 2歳児クラスまで	⇒	南鴨宮あいじ園（本園）

小規模保育事業の連携施設

小規模保育事業については、すべての施設が2歳児クラス修了までの利用期間となりますのでご注意ください。

なお、2歳児クラス修了後、3歳児クラスから、施設ごとに設定されている連携施設に引き続き通うことができます。他園を希望する場合は、改めて申込みが必要となりますのでご注意ください。

小規模保育事業	連携施設
矢作愛児園	さくら保育園
育みの家カンガルー栄町第1	小田原愛児園、新玉幼稚園の2か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※
アミッチ保育園	下府中保育園
たんぼぼの家	たんぼぼ保育園、こひつじ学園の2か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※
保育所モナミ桑原園	豊川保育園
ぎんがむら保育園しろやま	みゆき愛児園、中島保育園、荻窪保育園の3か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※
サンライズキッズ保育園 小田原園	桜井保育園、報徳保育園、富水保育園、保育園大地の4か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※
保育所モナミ蓮正寺園	友愛幼稚園、保育園大地の2か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※
おだわら・もあな保育園	下曽我保育園、国府津保育園、石塚保育園、桃重保育園の4か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※
育みの家カンガルー久野第2	久野保育園
豊川すずらん保育園	豊川保育園
ぎんがむら保育園 オダワラソダチ	久野保育園、御濠端幼稚園の2か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※
エンジェルキッズ鴨宮園	さくら保育園、お花畑保育園の2か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定します。※

※ 連携先が複数設定されている小規模保育事業について、11月以降に2歳児クラスに入所された場合は、連携施設への入所は保障されませんのでご注意ください。

② 保育所等の見学について

各施設では、施設ごとに特色のある保育を行っております。保育所等の利用申込みにあたっては、事前に希望される保育所等の見学をお願いします。

保育所等によっては、指定日を設けて見学会を行うなど、各施設で対応方法が異なります。

また、新型コロナウイルス感染症対応の為、人数を制限していることもありますので、必ず事前に希望の保育所等に連絡してから見学に行ってください。

※ 施設側も保育所等の運営を行いながら「保育所等見学」に対応しておりますので、園の行事（運動会や発表会など）の日程により、ご希望の日時に見学が受けられない場合があります。

【保育所等見学のポイント】

- ✓ 事前に通園可能な保育所等かを確認しましょう。
- ✓ 保育の方針やイベント等、施設の設備や雰囲気などお子様にあった環境かどうか確認しましょう。
- ✓ 保育所等によって開設時間が異なるため、事前に確認しましょう。
- ✓ 保育所等によっては、教材費や制服代等、別途料金が発生する場合もあるため、事前に確認しましょう。
- ✓ お子様の体調面（アレルギー等）、園生活で不安に感じる点についても事前に相談しましょう。
- ✓ ならし保育の期間は、お子様の状況や保育所等によって異なるため、事前に確認しましょう。

③ 申込受付について（※市外からの申込み・市外保育所等への申込みの場合は P.9 をご覧ください。）

【令和 5 年度申込受付期間】

募集内容	申込受付期間（※土・日・祝日は除く。）	受付方法・場所・時間
＜1次募集＞ 令和5年4月 利用分	令和4年10月17日（月）～11月4日（金） ※郵送の場合、 <u>11月4日（金）必着</u> ※ただし、申込に係る不足書類のみ11月11日（金）まで受付	＜受付方法＞ <u>窓口または郵送※</u>
＜2次募集＞ 令和5年4月 利用分	令和4年11月21日（月）～令和5年1月20日（金） ※郵送の場合、 <u>1月20日（金）必着</u> ※ただし、申込に係る不足書類のみ1月27日（金）まで受付	＜受付場所＞ 小田原市役所本庁舎 5階 保育課 ※郵送先は P.24 を参照
令和5年5月～ 令和6年3月 利用分	<u>利用を希望する月の前月10日まで</u> ※郵送の場合、 <u>10日必着</u> （10日が休みの場合は前開庁日）	＜受付時間＞ 8時30分～17時

※ 郵送受付については、書留郵便等の配達記録が残る方法のみとなります。

なお、郵送の場合、マイナンバーの提出はできません。P.10「6. 必要な書類について」をご確認ください。また、提出期限についても「必着」となりますので、お早めにお申し込みください。

※ ＜1次募集＞及び＜2次募集＞の「申込に係る不足書類」とは、それぞれの受付期間内に申し込まれた保育要件の要件確認書類（就労証明書等）のみとなります。希望園の追加や変更などはできません。

※ 保育所等の利用は、月単位（毎月1日付け）での利用となります。月の途中からの利用はできません。

※ 出生前のお子様の申込みも可能です。この場合、申込書の児童氏名・生年月日・性別を空欄にし、母子健康手帳の写し（出産予定日が分かるページとお母様の名前が記載されているページ）を添付してください。（出生後は速やかに保育課へご連絡ください。）

④ 「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について

(1) 「保育の必要性」について

保育所等の利用にあたり、「子どものための教育・保育給付」の認定を受けることになります。

認定の区分は、年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子様が満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園(幼稚園)
2号認定	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園(保育部)
3号認定	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園(保育部) 小規模保育事業等

※ 「1号認定」に該当する方は、幼稚園や認定こども園(幼稚園)に直接申込みとなります。

※ 年度途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となりますが、満3歳を迎えた年度については、認定区分変更に伴う利用者負担額の変更はありません。認定変更の通知は、市から届きます。

★認定証は、選考結果にかかわらず、お申込みいただいた方全員に発行されます。

【重要】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について

子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により、当該申請のあった日から30日以内に認定の申請に対する処分を行わなければならないこととされておりますが、令和5年4月利用1次申込申請にかかる支給認定については、新規利用申込に係る事務処理に時間を要することから、同条第6項ただし書きに基づき、これを延期し、保育所等の利用調整結果とともにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

(2) 「保育時間」について

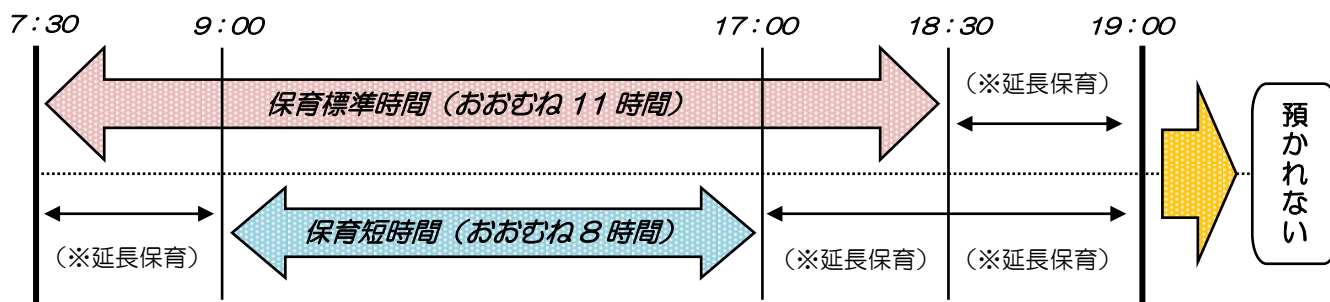
保育所等の開所時間(保育所等が開いている時間)は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。その中で「保育を必要とする事由」から、保育時間が保育の必要量によって「保育標準時間(おおむね11時間)」と「保育短時間(おおむね8時間)」のいずれかに区分され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金(保育料)が決められます。

ただし、勤務形態や通勤時間等により8時間の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合など、認定変更申請により保育標準時間へ変更できる場合があります。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【フルタイム】	保育標準時間	病人の看護等	保育標準時間
就労【パートタイム】	保育短時間	災害の復旧	保育標準時間
出産	保育標準時間	求職活動	保育短時間
病気・けが・障がい	保育標準時間	就学	就労に準じて判断

※保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできません。

保育時間の利用例(開所時間7:30~19:00の場合)



※ 延長保育については、別途料金がかかります。また、実施状況や料金も保育所等によって異なります。

※ 実際に保育所等を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、園で定めた時間までに登園する必要がありますのでご注意ください。

⑤ 利用の選考

保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化し、その指数の高い方から順に希望の保育所等の受入れできる児童数を基に、利用する保育所等を公平に判定します。

※ 「令和5年度保育所等利用判定基準表」は、小田原市ホームページの保育所等利用申込みに関するページに掲載します。

⑥ 選考の結果・通知

保育所等の受入枠が確保できた児童に対して「内定通知」を、受入枠を確保できなかった方には「不可通知」を書類選考結果として郵送にて通知します。「内定」となった方は、各施設に連絡をとっていただき、面接を行ってください。

なお、書類選考結果が「不可」だった場合には、申込みの取り下げがない限り、次回も選考の対象となります。申込みを取り下げる場合は、別途「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

書類選考結果通知の発送予定

- ・令和5年4月利用 1次判定・・・・・・・・令和4年12月下旬頃
- ・令和5年4月利用 2次判定・・・・・・・・令和5年2月下旬頃
- ・令和5年5月～令和6年3月利用分・・・利用希望月の前月20日頃

⑦ 利用の決定

保育所等との面接の結果、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。保育所等の利用が決定した方については、小田原市から「保育の実施決定通知書」を郵送にてお送りします。認定こども園（保育部）、小規模保育事業の利用が決定した方については、施設との直接契約となります。（詳細は園との面接時にご確認ください。）

決定通知の発送予定

- ・令和5年4月利用 1次判定・・・・・・・・令和5年1月下旬頃
- ・令和5年4月利用 2次判定・・・・・・・・令和5年3月中旬頃
- ・令和5年5月～令和6年3月利用分・・・利用希望月の前月末

～毎月の選考結果にかかる集計表の公表について～

毎月の保育所等の選考結果については、集計表を作成し、市役所本庁舎保育課窓口に掲示しているほか、小田原市ホームページにおいても公表しております。

4. 市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて

●小田原市内にお住まいの方で、市外の保育所等の入所を希望する場合

受 付 場 所	P.6「③申込受付について」にある受付場所のとおり
受 付 期 間	希望する保育所等がある市区町村が設定する締切日の1週間前まで ※小田原市から希望先市区町村に郵送しますので、余裕をもって提出してください。 ※市区町村によって、申込み事由等が異なりますので、事前に、希望する保育所等がある市区町村の保育担当課に、「申込みが可能か」「申込締切日」「必要書類」「受入年齢」など必要事項を確認してください。
必 要 書 類	小田原市様式の申込書および添付書類一式と、希望先市区町村の指定する書類
選 考 結 果 の 通 知	希望先市区町村での選考後に、小田原市から選考結果の通知をします。
入 所 後 保 育 料	小田原市の基準により算定。支払先の詳細は P.17「●保育料の支払先」を参照。

※ 申請中に小田原市外へ転出される方については、取下げ書の提出が必要です。転出先の自治体より改めて入所申込を行ってください。

●小田原市外にお住まいの方で、小田原市内の保育所等の入所を希望する場合

受 付 場 所	申込時点でお住まいの市区町村の保育所等入所申込窓口 ※お住まいの市区町村によっては、申込先の市区町村へ直接申込みの場合があります。事前に、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
受 付 期 間	小田原市の設定する締切日（P.6「③申込受付について」）の1週間前まで ※お住まいの市区町村から小田原市に書類が送付されますので、締切日までに書類が届くよう、余裕を持ってお申込みください。
必 要 書 類	・お住まいの市区町村で使用する申込書一式（小田原市に転入する場合は、小田原市様式の申込書一式） ・転入に関する同意書 ・小田原市に転入することを証明する書類 （賃貸契約書や不動産売買契約書の写し等、小田原市への転入時期、転入後の住所が記載されているもの） ※提出があると利用選考にあたり小田原市民と同様の選考指数となります。
選 考 結 果 の 通 知	小田原市での選考後に、小田原市からお住まいの市区町村に対して結果を送付します。その後、お住まいの市区町村から保護者あてに結果が通知されます。
転 入 後 手 続	小田原市への転入後は、改めて小田原市での申込みをし、支給認定を受ける必要があります。転入後すみやかに行ってください。
入 所 後 保 育 料	お住まいの市区町村の基準により算定。支払先の詳細は P.17「●保育料の支払先」を参照。

※ 申込時点で、住民登録（住民票）がある自治体から申し込むこととなります

例えば、令和5年4月からの小田原市内の保育所利用を希望しているが、令和4年11月4日（1次申込締切日）の時点では、まだ小田原市外に住民登録があるといった場合には、申込時点で住民登録がある自治体に申込みをしていただくようになります。

申込後に、小田原市に住民登録を移した際には、小田原市民としての申込みの手続きを改めてしていただくようになりますので、保育課までお越しください。

5. 転園の申込みについて

保育所等に既に入所している方で転園を希望される場合の申込方法及び提出書類は、**新規申込みをする場合と同様です**。受付期間（P.6「③申込受付について」）を確認し、書類を提出してください。また、現在通っている保育所等を退所して新規申込みをするのか、転園先が決定するまでは現在の保育所等に通い続けるのかをお伝えください。

6. 必要な書類について

保育所等の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、漏れのないようご注意ください。

※ 申込書類は、市ホームページからもダウンロードすることができます。

～兄弟姉妹で申し込む場合～

お子様ごとに申込書が必要になります。保育所の受入の状況によっては、同じ保育所等に入所できない場合もあります。申込書に兄弟姉妹の利用の優先順位について、「同じ月に同じ施設を希望」「別々の施設でもよい」「年齢が上の子を優先」など、希望を記入する欄がありますのでご確認ください。

1. 保育所等利用申込書

P.24～25「14. 申込書の記載例」を参考に、太枠の中を記入漏れのないように記入してください。

2. 保育所等利用申込にかかる誓約書

申込みにあたって、重要な事項を記載しておりますので、確認していただき、ご署名のうえ、申込書と一緒にご提出ください。

3. 保育所等利用児童健康状態調査票

お子様の病気履歴や生活状況、アレルギー等について事前に調査させていただき、保育所等での面接時に活用させていただきます。※出産前に入所申込する場合は、出産後 1 か月以内に必ずご提出ください。

4. 「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類をご提出ください。申込期限までに提出書類が未提出の場合、選考において不利になることがありますので、ご注意ください。

※P.2～3「2. 保育を必要とする事由」に記載された事由ごとの提出書類をご確認ください。

5. 利用者負担金（保育料）算定及び副食費徴収対象判定の基礎となる書類（市外に住民票がある（あった）方）

令和 4 年 1 月 2 日以降に小田原市へ転入してきた方、また、単身赴任により小田原市外に住民票がある方は、マイナンバーの提供、または、保育料の算定・副食費徴収対象の判定を行うための資料の提出が必要です。現在同居している祖父母についても、同様の場合は提出が必要です。

※ 住民税未申告の方は、マイナンバーをご提供いただいても算定できないため、必ず住民票のある（あった）居住地で税の申告を行ってください。

※ 郵送の場合は下記の書類を同封、または、後日マイナンバー確認書類（P.26～27「15. マイナンバー（個人番号）の記入について」参照）を窓口を持参してください。

対 象 者	提出書類	備 考
令和 4 年 1 月 1 日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和 4 年度住民税課税（非課税）証明書	●令和 4 年 1 月 1 日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※ 4 月分から 8 月分までの保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うために必要となります。
外国にいた方	令和 3 年 1 月～12 月の 1 年間の収入の分かる書類	
令和 5 年 1 月 1 日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和 5 年度住民税課税（非課税）証明書	●令和 5 年 1 月 1 日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※ 9 月分からの保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うために必要となります。 ※ 「令和 5 年度住民税課税（非課税）証明書」は、令和 5 年 6 月以降でないと発行できませんので、それ以前に申込みをされる方はその時点では提出の必要はありません。
外国にいた方	令和 4 年 1 月～12 月の 1 年間の収入の分かる書類	

※ 外国にいた方については、住民税の税額情報が確認できないため、マイナンバーのご提供をいただいた方でも収入のわかる書類の提出が必要となります。

7. 申込み後の変更事項について

申込後の変更事項については、速やかに届け出てください。

令和5年4月利用申込みについては、1次は令和4年11月4日、2次は令和5年1月20日までに提出されたもの、令和5年5月～令和6年3月利用申込み以降については、毎月10日（休みの場合は前開庁日）までに提出されたものを翌月の利用選考に反映させています。

利用希望保育所等の変更・兄弟姉妹の利用の優先順位の変更	申込後に利用を希望する保育所等の追加・削除・順番の変更や、兄弟姉妹の利用の優先順位の変更をする場合には、保育課窓口にて変更の手続きを行ってください。
求職中から就労が決定（内定）した場合	就労決定（内定）先の就労証明書をご提出ください。また、保育時間の変更を希望する場合には、あわせて変更の届出を提出してください。
申込み中に退職したとき	その旨を保育課に届け出してください。また、求職活動をする場合には、その旨も届け出してください。
申込み中に転職したとき	転職先の就労証明書をご提出ください。
育児休業期間が変更になったとき	変更後の育児休業期間の記載された就労証明書をご提出ください。育児休業期間中に、復職を早めて利用を希望する場合は、就労先に育児休業期間を短縮し復職できるか確認する必要があります。
申込み中に妊娠が分かったとき	母子健康手帳の写し（出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページ）をご提出ください。出産予定月の前後3か月を妊娠・出産事由に変更します。
認可外保育施設の利用をしている場合	月極めで利用している場合には、在園証明書を利用施設に発行してもらい提出してください。
その他変更事項があったとき	住所・氏名・電話番号の変更、家庭状況の変更（結婚・離婚等）、保育を利用する事由の変更をするときなどは、変更の届け出をしてください。

8. 申込みにあたっての注意事項

●内定を辞退する場合

入所の内定を辞退する場合には、内定先の保育所等と市役所保育課の両方に連絡していただくとともに、保育課に内定を辞退する旨の届出「保育所等入所内定（決定）辞退届」をご提出ください。

申込みを続ける場合には、利用選考の際に、選考指数から減点されることとなりますのでご承知おきください。

●申込みを取り下げる場合

保育所等の利用の申込みを取り下げる場合には、「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

●申込みの有効期間

申込の有効期間は、令和6年3月利用分までです。

令和6年4月以降の入所についても希望する場合には、申込みが改めて必要となります。（例年10月中旬頃）

また、令和5年4月2次の利用選考の結果、入所ができなかった場合、5月以降の利用選考の継続について意向調査があります。引き続き利用選考を希望する方は、希望票の提出が必要です。

●申込みの内容に虚偽があった場合

就労状況や育児休業の期間等、申込内容に虚偽があった場合は入所の内定があった場合でも取り消しとなります。また、すでに入園しているお子様についても退園していただくこととなりますので、ご承知おきください。

小田原市内保育所一覧表

※掲載事項に変更が生じる場合があります。
令和5年（2023年）5月1日現在

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間（短時間保育）	保育年齢	延長	一時	病児	電話番号 FAX番号
公立 保育所	小田原市	下曽我保育園	250-0206 曽我原347	100	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	4か月～	○			42-0951 42-0951
	小田原市	曽我保育園	250-0208 下大井104	45	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	4か月～	○			42-2852 42-3323
	小田原市	豊川保育園	250-0862 成田654-5	65	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	1歳～	○			36-4754 36-4754
	小田原市	早川保育園	250-0021 早川2-3-13	120	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	4か月～	○			22-2710 22-2710
	小田原市	桜井保育園	250-0851 曾比2153-2	130	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	4か月～	○			36-0710 36-0710
民間 保育所	社会福祉法人	上府中保育園	250-0215 千代694-1	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			42-1642 42-7720
	社会福祉法人	小田原愛児園	250-0004 浜町1-3-8	260	7:00～19:00（9:00～17:00） 土曜日は17:00まで	2歳～	○	○	○	22-3523 22-3524
	社会福祉法人	小田原乳児園	250-0004 浜町1-2-15	80	7:30～18:30（9:00～17:00） 土曜日は17:00まで	産休明け～1歳		○		22-3736 22-3524
	社会福祉法人	クレヨン森保育園	250-0034 板橋544	70	7:00～18:30（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	3か月～	○			24-1352 22-9915
	一般財団法人	足柄保育園	250-0001 扇町2-17-2	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は8:30～16:30まで	産休明け～	○			34-2528 32-3770
	社会福祉法人	みゆき愛児園	250-0012 本町4-6-18	60	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は17:00まで	産休明け～	○			22-3722 22-3723
	社会福祉法人	中島保育園	250-0005 中町2-13-48	150	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は15:00まで	3か月～	○			22-4359 23-3635
	社会福祉法人	久野保育園	250-0055 久野1550	120	7:00～19:00（9:00～17:00） 土曜日は17:00まで	3か月～	○			35-2253 32-0245
	宗教法人	五百羅漢保育園	250-0001 扇町5-7-35	90	7:30～19:30（8:30～16:30） 土曜日は15:00まで	3か月～	○			34-3247 35-9470
	特定非営利活動法人	瑩田愛児園	250-0865 蓮正寺783	50	7:00～19:00（7:30～15:30） 土曜日は15:30まで	6か月～	○			36-1914 37-3923
	社会福祉法人	荻窪保育園	250-0042 荻窪542-5	130	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			34-4596 34-4596
	社会福祉法人	国府津保育園	256-0812 国府津3-11-25	120	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18:00まで	産休明け～	○	○		47-3355 47-3354
	社会福祉法人	石塚保育園	256-0812 国府津2769	120	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は15:00まで	産休明け～	○			47-3367 47-3367
	特定非営利活動法人	さくら保育園	256-0816 酒匂6-6-30	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は17:00まで	産休明け～	○			47-6611 47-6614
	宗教法人	城前寺保育園（本園）	250-0206 曾我原230-1	95	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は15:30まで	産休明け～	○	○	○	41-4150 41-4649
	宗教法人	城前寺保育園 そが分園	250-0203 曾我岸132	20	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は15:30まで	1歳～3歳	○	○		41-1116 41-1126
	社会福祉法人	富水保育園	250-0852 栢山1946	120	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は17:30まで	3か月～	○			36-0531 36-0835
	社会福祉法人	西大友保育園（本園）	250-0212 西大友485-2	90	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は8:00～17:30まで	1歳～	○	○		36-4378 36-5660
	社会福祉法人	西大友保育園分園 みらい	250-0212 西大友470-1	20	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は8:00～17:30まで	産休明け～1歳	○	○		46-6222 36-5660
	社会福祉法人	下府中保育園	250-0872 中里184-6	80	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			47-8294 48-3430
	社会福祉法人	春光保育園	250-0874 鴨宮444	150	7:00～18:30（8:30～16:30） 土曜日は16:30まで	7か月～	○	○		48-5162 48-7164
	社会福祉法人	報徳保育園	250-0852 栢山880	100	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18:00まで	3か月～	○	※1		36-0272 36-1619
	社会福祉法人	たんぼぼ保育園	250-0052 府川139-2	70	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は8:00～16:45	産休明け～	○			35-6505 35-5854
	社会福祉法人	桃重保育園	256-0815 小八幡4-1-13	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18:00まで	産休明け～	○	○		48-6770 48-6777
	一般財団法人	南鴨宮あいじ園（本園）	250-0875 南鴨宮3-48-12	29	7:00～20:00（8:30～16:30） 土曜日と同じ	3歳～	○			49-3550 49-3550
	一般財団法人	南鴨宮あいじ園駅前分園	250-0875 南鴨宮3-48-7	24	7:00～20:00（8:30～16:30） 土曜日と同じ	5か月～2歳	○			42-9357 42-9358
	株式会社	お花畑保育園	250-0875 南鴨宮3-23-24	30	7:30～18:30（8:00～16:00） 土曜日は8:00～18:00	6か月～				46-0872 46-0873
	株式会社	保育園 大地	250-0853 堀之内458	45	7:30～19:00（9:00～17:00） 土曜日は8:30～15:00まで	10か月～	○			37-4619 37-4635
	株式会社	保育園 大空	250-0852 栢山3602-4	45	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は8:30～16:00まで	10か月～	○			25-5564 87-7959

※ 利用可能時間は、各保育所の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各保育所にお問合せください。

※1 報徳保育園の一時預かりについては施設にお問い合わせください。

小田原市内認定こども園、小規模保育事業一覧表

令和5年（2023年）5月1日現在

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間（短時間保育）	保育年齢	延長	一時	病後児	電話番号 FAX番号
認定こども園	社会福祉法人	小田原みどり学園 （保育部）	250-0005 中町1-15-11	30	8:00～18:00（8:00～16:00） 土曜日は13：00まで	1歳～				20-5918 20-5919
	特定非営利活動法人	こひつじ学園 （保育部）	250-0854 飯田岡336	15	7:00～18:00（9:00～17:00） 土曜日は14：00まで	3歳～				36-1789 36-7386
	特定非営利活動法人	未来っ子幼児教育センター （保育部）	250-0875 南鴨宮1-5-40	65	7:30～18:30（8:30～16:30） 土曜日は8:00～13：00	1歳～				47-0319 47-0688
	社会福祉法人	山王保育園 （保育部）	250-0003 東町1-30-30	100	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	産休明け～	○	○		34-0380 35-4911
	学校法人	花園幼稚園 （保育部）	250-0013 南町2-2-45	15	8:00～18:00（8:30～16:30） 土曜日は開所しない	3歳～				22-8702 22-8702

※ ここに示した利用定員以外に教育利用の利用定員を設定しています。

※ 小田原市内の認定こども園は、民間のみです。

※ 利用可能時間は、各園の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。

令和5年（2023年）5月1日予定

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間（短時間保育）	保育年齢	延長	一時	病後児	電話番号 FAX番号
小規模保育事業	個人	矢作愛児園 【連携先：さくら保育園】	250-0873 矢作17-9	19	7:00～19:00（9:00～17:00） 土曜日は16：00まで	産休明け～2歳	○			48-4144 48-5543
	株式会社	育みの家カンガルー栄町第1 【連携先】 小田原愛児園 新玉幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0011 栄町2-5-28	11	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は7:30～18：00	産休明け～2歳	○			23-1024 46-9656
	社会福祉法人	アミッチ保育園 【連携先：下府中保育園】	250-0872 中里183-8	19	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	産休明け～2歳	○			43-9226 43-9226
	社会福祉法人	たんぼぼの家 【連携先】 たんぼぼ保育園 こひつじ学園 ※各施設の受入枠定員有	250-0854 飯田岡454	19	7:00～18:00（8:30～16:30） 土曜日は8:00～16：45	産休明け～2歳				39-2010 39-2011
	株式会社	保育所モナミ桑原園 【連携先：豊川保育園】	250-0862 成田794-2	19	7:00～19:00（7:00～15:00） 土曜日も同じ	産休明け～2歳	○			43-7799 43-7799
	有限会社	ぎんがむら保育園しroyama 【連携先】 みゆき愛児園 中島保育園 狹津保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045 城山3-3-8	18	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：00まで	4か月～2歳	○			44-4215 44-4690
	株式会社	サンライズキッズ保育園 小田原園 【連携先】 桜井保育園 報徳保育園 富水保育園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0851 曾比1755-1	19	7:00～19:00（9:00～17:00） 土曜日は18：00まで	産休明け～2歳	○	○		050-5807-2229 20-3901
	株式会社	保育所モナミ蓮正寺園 【連携先】 友愛幼稚園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0865 蓮正寺103-5	19	7:00～19:00（7:00～15:00） 土曜日は18：00まで	産休明け～2歳	○	○		44-4600 44-4563
	特定非営利活動法人	おだわら・もあな保育園 【連携先】 下曽我保育園 国府津保育園 石塚保育園 桃里保育園 ※各施設の受入枠定員有	256-0812 国府津2-4-4	9	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：00まで	1歳～2歳	○			42-9990 42-9990
	株式会社	育みの家カンガルー久野第2 【連携先：久野保育園】	250-0055 久野860	19	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は7:30～18：00	産休明け～2歳	○	○		46-9215 46-9216
	特定非営利活動法人	豊川すずらん保育園 【連携先：豊川保育園】	250-0862 成田646-3	19	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：30まで	4か月～2歳	○	○		87-5625 87-5294
	有限会社	ぎんがむら保育園オダワラソダチ 【連携先】 久野保育園 御瀬端幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045 城山1-6-32	19	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：00まで	4か月～2歳	○			59-0887 59-0887
	株式会社	エンジェルキッズ鴨宮園 【連携先】 さくら保育園 お花畑保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0875 南鴨宮3-22-9	19	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：00まで	6か月～2歳	○	○		20-7677 20-7677

※ 小田原市内の小規模保育事業は、民間のみです。

※ 利用可能時間は、各施設の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各施設にお問合せください。

※ 保育年齢クラス終了後は、それぞれの連携先に入所することができます。

※ 育みの家カンガルー栄町第1、たんぼぼの家、サンライズキッズ保育園小田原園、保育所モナミ蓮正寺園、おだわら・もあな保育園、ぎんがむら保育園しroyama及びオダワラソダチ、エンジェルキッズ鴨宮園の連携先については、連携先ごとに受入枠の定員があるため、定員を上回る希望がある場合は、改めて入所選考を行い、連携先を決定いたします。

9. 保育コンシェルジュ相談について

保育コンシェルジュとは、保護者のニーズにあった保育サービスのアドバイスなどを行う、保育士資格を持った専門相談員です。

保育所等の入所相談のほか、保育サービスに係るさまざまな情報をお伝えします。

※ 庁外施設へ出張相談により外出中の場合や、ほかの相談者の対応中の場合があるため、ご相談をされる際は、事前にお電話でのご予約をお願いします。

【相談日時】	【相談場所】	【電話番号】
平日 9:00～12:00 13:00～17:00	小田原市役所 5階(赤通路) 保育課 窓口	0465-33-1451

【令和5年4月1次申込受付期間中の対応について】

1次申込の受付期間中は、お問い合わせが増えるため、ご相談の予約が取りづらくなります。

可能な限り、受付期間より前にご予約の上、ご相談ください。

※ 受付期間については、P.6「③申込受付について」をご確認ください。



保育園の申込みに悩んだら、
保育コンシェルジュさんに相談
してみよう！



【入所後案内】

(※ P.15～20 まで)

10. 保育所等の入所後について

●お子様が保育所等に慣れるまでの短縮保育（ならし保育）について

利用開始直後は、お子様のストレスを少なくするため、保育所等に慣れるまで短い時間の保育（ならし保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。このため、就労等で利用される方は、保育時間にご注意ください。なお、ならし保育の期間は、お子様の状況や保育所等によって異なるため、事前に相談しておきましょう。

●家庭状況の変更に伴う報告について

利用中に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに小田原市保育課及び在園している施設に「届出事項変更届出書」で変更事項を届け出るようにしてください。

- (1) 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
- (2) 妊娠が分かった場合
- (3) その他家庭状況に変更があった場合（結婚、離婚等）
- (4) 保護者が就労を辞め、「求職中」となった場合
※転職により就労先が変更になった場合は、改めて就労証明書をご提出ください。
- (5) 育児休業中に下の子の入所が決定した場合
※育児休業から必ず復帰していただくことになりますが、すでに在園している子の保育時間は「保育短時間」となっています。
「保育標準時間」への変更を希望される場合は、届出事項変更届出書の提出が必要となります。

●長期欠席について

原則として、家庭の事情等により 1 か月以上の長期欠席をする場合は、退所していただくことになりますのでご了承ください。なお、1 か月に満たない欠席の場合は、各保育所等へ理由を申告するようお願いいたします。

●退所・市外への転出について

家庭の事情や市外への転出等により保育所等を退所する場合は、退所する月の 15 日頃までに「保育の実施解除申請書」に必要事項を記入の上、小田原市保育課又は各保育所等へ提出するようにしてください。「保育の実施解除申請書」の提出が遅れると、翌月の保育料を支払っていただくこととなりますのでご了承ください。

なお、市外へ転出し、引き続き同じ保育所等を利用したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので事前にご相談ください。

●入所後に妊娠が分かった場合

母子健康手帳の写し（出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページ）をご提出ください。出産予定月の前後 3 か月を妊娠・出産事由に変更します。引き続き育児休業を取得する場合には、育児休業期間の記載された就労証明書を提出してください。育児休業中の保育時間は、保育短時間となります。また、出産事由中に父親が育児休業を取得する場合も保育短時間となります。

●求職中から就労が決定(内定)した場合

就労決定（内定）先の就労証明書を提出してください。また、保育時間の変更を希望する場合には、別途「届出事項変更届出書」を提出していただく必要があります。

●翌年度継続利用申込について

例年 12 月頃に、入所保育所等を通じて、翌年度の保育所等の継続利用を希望する方には継続利用申込書を提出していただきます。その際に、保育を必要とする事由が確認できる書類もあわせて提出していただきます。

11. 利用者負担金（保育料）について

☐ **3～5歳児クラスの子ども**

3歳児クラス以上の保育料は無償となります。（実費として徴収されている費用（通園送迎費、給食食材料費、行事費等）や延長保育料等は、無償化の対象外です。）

給食費について

施設で提供する給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、主食・副食費ともに保護者のみなさまの実費負担となります。施設の設定した金額を直接施設にお支払いください。

年収約360万円未満の世帯の子どもおよび、第3子以降（※）の子どもについては、副食費部分の支払いが免除されます。対象者には、市から通知します。※小学校就学前の子どもで保育所などに入所している子どもで算定

☐ 0～2歳児クラスの子ども

保育所等の利用にかかる利用者負担金（保育料）は世帯の収入に応じて決定します。

4月分から8月分は前年度の市民税を基に、9月分から翌年3月分は当年度の市民税を基にそれぞれ保育料を算定いたしますので、9月に保育料が変更となります。

【保護者負担金（保育料）の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
前年度の市民税を基に保育料を算定					当年度の市民税を基に保育料を算定（9月に保育料変更）						

- (1) 公立と民間で保育料の料金の違いはありません。
- (2) 認可保育所、小規模保育事業、認定こども園（保育部）で保育料の料金の違いはありません。
- (3) 保育所等の利用中は、実際の利用の有無に係らず毎月保育料を納付していただきます。
- (4) 以下の場合は、最高額の保育料がかかりますのでご注意ください(遡っての再算定はしません。)
- ・住民税が未申告の場合
※転入された方は、転入前に居住していた市区町村にて必ず税の申告を行ってください。
 - ・転入された方で、マイナンバーの提供にご同意いただけず、保育料算定の基礎となる書類（課税証明書等）が未提出の場合
 - ・外国にいた方で、収入のわかる書類が未提出の場合
- (5) 保育料算定の基礎となる書類が申込時に未提出であっても、選考において不利になることはありません。

●保育料を算定する市区町村

お住まいの市区町村の基準に基づいて、その市区町村で決定されます。

小田原市にお住まいの方は、P.18～19「令和5年度3号認定月額利用者負担」の階層表をご覧ください。

●保育料の軽減について

就学前児童の兄弟・姉妹が同時に保育所等を利用している場合、第２子は半額に、第３子以降は無料となります。また、兄弟・姉妹の上の子が幼稚園、認定こども園（幼稚部）、障害福祉施設、企業主導型保育事業に在園している場合でも、保育所等を利用しているとみなして、同様のサービスを行っています。当該事由で保育料の減額を受ける場合は、各施設より別紙「在園証明書（別途様式）」に必要な事項を記入してもらい証明を受けた上で、小田原市保育課へ提出してください。

※ 「障害福祉施設」とは、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援や医療型児童発達支援等を実施する施設のことを指します。

●生計を一にする子ども

就学・療養などの理由により別居しているが、生活費学資金・療養費などの送金が行われているなどの「生計を一にする子」がいる場合には、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料の軽減が適用される場合があります。軽減にあたり届出が必要となりますので、保育課へお問い合わせください。

●在宅障がい児（者）のいる世帯の場合

在宅障がい児（者）のいる世帯（次の者がいる世帯）については、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料が軽減となる場合があります。軽減にあたり手帳等の写しの提出が必要になりますので、入所申込みの際に添付してください。

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

●祖父母と同居している世帯の場合

対象年(度)の父母の収入に対して賦課される市民税が非課税の世帯については、国からの指導により、生活保護費に準じた本市独自の基準を設け、基準未満の収入の世帯について、同居の祖父母がいる場合、祖父母分の税額による保育料算定を行うこととさせていただきます。

●保育料の支払先

利用する施設によって、支払先が次のように異なります。

	利用施設	支払先
小田原市にお住まいの方	小田原市内の認可保育所（公立・民間）	小田原市
	市外の認可保育所（民間）	
	市外の認可保育所（公立）	保育所のある市区町村（またはその保育所）
	小規模保育事業（市内・市外・公立・民間）	利用施設に直接
	認定こども園（市内・市外・公立・民間）	
市外にお住まいで小田原市内の施設を利用する方	小田原市内の認可保育所（民間）	お住まいの市区町村
	小田原市内の認可保育所（公立）	小田原市（またはその保育所）
	小田原市内の小規模保育事業（民間）	利用施設に直接
	小田原市内の認定こども園（民間）	

●保育料の納付方法について

小田原市にお住まいの方で小田原市が支払先となる保育料は、原則口座振替でのお支払いとなります。「小田原市納付金口座振替依頼書兼変更・解約届」に必要事項をご記入の上、金融機関で登録手続きをしてください。登録用紙は、市内各金融機関又は小田原市保育課にございます。なお、振替日は毎月末です。

市ホームページからもダウンロードできますが、この場合は保育課にご提出ください。

登録は、保育所を利用する児童ごとに必要です。

口座振替のお申込みをいただいてから、開始までに約 40～60 日程度かかります。

口座振替の手続が完了していない方や都合により口座振替の手続きができない方につきましては、毎月 15 日以降に保育所経由でお渡しする納入通知書兼領収証書でお支払いください。

※ 市外の民間保育所に通園されている場合は、郵送にてご自宅に送付させていただきます。

対象金融機関	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行 静岡銀行 静岡中央銀行 さがみ信用金庫 中南信用金庫 中央労働金庫 小田原第一信用組合 かながわ西湘農業協同組合 ゆうちょ銀行（郵便局を含む） みずほ銀行（※） 三井住友銀行（※） （※）口座振替のみ
--------	---

【利用できるスマートフォン決済アプリ】

・PayPay ・LINE Pay ・はま Pay ・ゆうちょ Pay

※ 保育料をスマートフォン決済アプリでお支払いいただく場合、手数料はかかりませんが、通信料は自己負担となります。

令和5年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民 税の額の区分が次の区 分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	9,300円 (4,600)	9,100円 (4,500)
C2	A階層を除き市町村民 税の所得割額の区分が 次の区分に該当する世 帯	10,000円未満	11,400円 (5,700)	11,200円 (5,600)
C3		10,000円以上 48,600円未満	13,000円 (6,500)	12,800円 (6,400)
C4		48,600円以上 57,300円未満	16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)
C5		57,300円以上 67,500円未満	18,500円 (9,200)	18,200円 (9,100)
C6		67,500円以上 77,700円未満	21,500円 (10,700)	21,100円 (10,500)
C7		77,700円以上 87,900円未満	25,500円 (12,700)	25,100円 (12,500)
C8		87,900円以上 97,000円未満	29,500円 (14,700)	29,000円 (14,500)
C9		97,000円以上 123,300円未満	32,500円 (16,200)	31,900円 (15,900)
C10		123,300円以上 148,500円未満	36,000円 (18,000)	35,400円 (17,700)
C11		148,500円以上 169,000円未満	40,000円 (20,000)	39,300円 (19,600)
C12		169,000円以上 224,400円未満	44,000円 (22,000)	43,300円 (21,600)
C13		224,400円以上 266,200円未満	48,000円 (24,000)	47,200円 (23,600)
C14		266,200円以上 301,000円未満	52,000円 (26,000)	51,100円 (25,500)
C15		301,000円以上 349,000円未満	56,000円 (28,000)	55,000円 (27,500)
C16		349,000円以上 397,000円未満	60,000円 (30,000)	59,000円 (29,500)
C17		397,000円以上	64,000円 (32,000)	62,900円 (31,400)

【C1～C5階層（所得割が57,700円未満の世帯に限る。）】保護者と生計を一緒にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

【C5～C17階層（所得割が57,700円以上の世帯）】同一世帯に、「対象施設（※1）」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

※1 【対象施設】

・認可保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・特別支援学校幼稚園
・児童心理治療施設 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・企業主導型保育事業

令和5年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民 税の額の区分が次の区 分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	4,600円	4,500円
C2		10,000円未満	5,700円	5,600円
C3		10,000円以上 48,600円未満	6,500円	6,400円
C4		48,600円以上 57,300円未満	8,000円	7,800円
C5		57,300円以上 67,500円未満	9,000円	9,000円
C6		67,500円以上 <u>77,101円未満</u> まで	9,000円	9,000円
C6～ C17	77,101円以上		ひとり親等以外の世帯の C6～C17階層と同様に算定	

【C1～C6階層（所得割が77,101円未満の世帯に限る。）】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

<ひとり親等世帯とは次の世帯です。>

・ひとり親世帯

・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定に当たり手帳等の写しの提出が必要となります。）

身体障害者手帳の交付を受けた者
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
療育手帳の交付を受けた者
特別児童扶養手当の支給対象児童
国民年金の障害基礎年金等の受給者

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、ふるさと納税などの市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用前の金額となります。

12. その他の保育サービスについて

●一時保育事業について（※全ての保育所で行っているわけではありません）

通常の保育所等の利用とは別に、保護者の方が、「就労」「就学」「通院」「買い物」「息抜き」「冠婚葬祭」などの理由で、日中にお子様を一時的に保育所等に預けることができるサービスを行っている保育所等があります。保育所等に直接申込みし、施設側が受入可能であれば利用できるサービスです。一時保育事業の利用を希望する方は、各施設へ直接お問い合わせください。なお、利用にあたっては各施設で定めた利用料金が掛かります。実施施設は、P12～13 小田原市内施設一覧表の「一時」の欄をご覧ください。

●小田原市内の認可外保育施設について

小田原市内にある認可外保育施設で、一般の方の利用が可能な施設として次の施設があります。申込方法、保育料金、保育可能年齢、保育時間などは各施設に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話
ぎんが邑「ママちゃんHOUSE」	曽我光海8-3	42-3063
Nursery May	鴨宮811-1アーバンステージ 202号室	20-4226
ダイナシティ保育園 ※	中里208 ダイナシティ ウエスト4F	44-4366
バンビーノハウス ※	栄町2-12-10	21-2115
クーピーガーデン ※	栄町2-13-3 セルージュ小田原銀座通り2F	46-8780
ナーサリーとみず ※	飯田岡92-1	46-6964
ミナカ小田原 てんしの森保育園※	栄町1-1-15 ミナカ小田原4F	22-1212
ママズスマイル小田原鴨宮店	成田 500-9	050-8883-0574
マナマーレ保育園	中町3-11-33	33-6677

※ 国の助成制度（企業主導型保育事業）を活用し、設置された保育施設になります。

●病児・病後児保育サービスについて

病気中や病気回復期で集団保育が困難なお子様を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、お子様にとって無理のない環境で保育するサービスを行っている施設があります。利用するには市または施設へ事前登録が必要です。（※詳しい内容は、小田原市保育課にお尋ねください。）

【病児保育サービス】

施設名	住所	利用定員	開所時間	休園日	TEL
					FAX
医療法人横田小児科医院 病児保育室「JAMBO!」	小田原市北ノ窪514-1 (横田小児科医院隣)	6名	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分	土日祝日、年末年始 医療機関の臨時の休診日	34-6000
					34-1115
小田原駅前病児保育 ファイン・おだわら	小田原市栄町1-5-17 ヘルスケアタワー小田原6階	3名	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時30分	土日祝日、年末年始 医療機関の臨時の休診日	27-2929
					27-3899
マナマーレ保育園	小田原市中町3-11-33	6名	月曜日～土曜日 午前8時00分～午後6時00分	日曜日、年末年始	33-6677
					20-8257

【病後児保育サービス】

施設名	住所	利用定員	開所時間	休園日	TEL
					FAX
宗教法人城前寺 城前寺保育園病後 児保育室「らっこ組」	小田原市曽我光海20-1 2階(下曽我駅曽我病院側ロータリー)	4名	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分	土日祝日、年末年始 城前寺保育園行事に伴う休園日	42-6354
					42-6354
社会福祉法人宝安寺 社会事業部 病後児保育室 ほうあんりすのもり	小田原市浜町1-3-8 (小田原愛児園園舎内)	4名	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	土日祝日、年末年始 小田原愛児園・小田原乳児園 行事に伴う休園日	080-4371-1900
					22-3524

13. 幼児教育・保育の無償化の実施について

認可外保育施設等を利用される保護者様へのお知らせ

幼児教育・保育の無償化の実施について

- 認可外保育施設等も無償化の対象
- 無償化希望者は保育課に電話連絡

問合せ先

小田原市保育課 電話：33-1451

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が全国的に実施されております。

3歳児クラス以上の幼稚園や保育所等の基本保育料が無償となるほか、保育の必要性のある方については、認可外保育施設等の利用料も無償となる場合があります。なお、無償化されるためには、新たな「子育てのための施設等利用給付認定」を取得する必要がありますので希望者は保育課にご連絡ください。

認可外保育施設等の無償化対象・内容

【対象者】

子どもの年齢（4月1日時点）	対象者	給付（無償化）上限額
3～5歳	全員	37,000円まで
0～2歳	住民税非課税世帯のみ ※	42,000円まで

※4月～8月分までは前年度の住民税、9月～3月分は当年度の住民税で判断

【無償化の条件】

条件①	条件②
無償化を希望する期間中に、市が定める「 <u>保育の必要性の事由</u> 」に該当すること。	次の施設に入所していないこと。 ●認可保育所 ●地域型保育事業 ●企業主導型保育 ●認定こども園（保育部）

【対象施設・サービス】 入園料、実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）は対象外

対象施設・サービス ※	備考
認可外保育施設	・月極め利用、一時利用、いずれも対象 ・事業所内にある託児施設やベビーシッターも対象
一時預かり事業	
病児・病後児保育事業	・送迎に要する費用は対象外
ファミリー・サポート・センター	・援助を行う会員が①緊急救命講習②事故防止に関する講習を受講していること。 ・送迎のみの利用は対象外

※最終的に、市で無償化対象施設であると確認できたものに限られます。

認可外保育施設等の無償化の手続き

①「子育てのための施設等利用給付認定」を取得	■保育所等の利用申込中の方は、申請書の提出は不要です。 ■保育所等利用申込書の2ページ目の該当欄にご記入ください。申込後に希望する場合は保育課にお電話ください。 ■現在の状況を聞き取り、認定対象となる方に認定通知を送付します。
②施設等を利用	■領収書や提供証明書などを取得したら保管しておく。
③市に給付請求	■別途、市から給付請求の案内をしますので、受付期間中に市に請求書などを提出します。 ■市で審査して、給付金を指定口座に振り込みます。

「企業主導型保育」については、標準的な利用料が無償化されます。ただし、企業主導型保育の施設に入所している場合、その他のサービスの利用については、無償化の対象外となります。無償化の対応は、施設が直接行うこととなりますので、施設にお問い合わせください。

幼稚園や認定こども園幼稚園に在籍する子どもの預かり保育については、在園施設から案内が配布されています。

認可外保育施設等以外の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。
- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園と認定こども園の幼稚部については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
(注) ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、保育課にご確認ください。
- 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)です。
(注) 認可保育所等の申込みを行っている場合には、「みなし確認」により申請が不要となる場合がありますので、保育課にお問い合わせください。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

【必須】「お父さん」の状況について、以下の項目について回答ください。(ひとり親により不在の場合は記入不要)

1. 父方の「別居祖父母」の状況について回答ください。(同居の場合は記入不要)

続柄	氏名	住所	備考
父方祖父			☐ 所在不明 ☐ 死別
父方祖母			☐ 所在不明 ☐ 死別

次の「アイ・ウ・エ」のいずれか該当する箇所を記入

2. 次の「アイ・ウ・エ」のうち、該当する箇所について回答ください。

ア. お父さんの「保育を必要とする事由」が「就労」「求職活動」の場合、以下の項目について回答ください。
就労証明書をご記入ください

就労状態	■ 就労中 (就労開始年月日 昭和 平成 令和 年 月 日)	申込書と一緒に 就労証明書を提出してください。
	☐ 内定 [内定就労予定日 令和 年 月 日]	⇒
	☐ 育児休業中 [育児休業明け予定日 令和 年 月 日]	※利用で次期復帰を早める場合には、就労証明書にその旨の記載が必要です。
☐ 求職中 [☐ 現在、採用面接を受ける等就労活動を行っている ☐ 利用開始後仕事を探す予定]		
就労先・店名等 小田原会社		
就労先住所 小田原市栄町×××		
令和3年度の就労先	☐ 無職 ■ 令和4年度と同じ ☐ 令和5年度と違う (就労先・店名等: / 退職(予定)年月日: 年 月 日)	
就労形態	■ 正社員【常勤】 ☐ 準社員 ☐ 自営業 ☐ パート・アルバイト ☐ 内職 ☐ 専業主婦 ☐ 兼業主婦 ☐ 学生 ☐ その他 ()	
就労日数・時間	月・火・水・木・金・土・日 ※就労曜日の記入をお願いします。	1か月 20 日勤務
通勤時間	午前 午後 8時30分 から 午前 午後 5時30分まで	1か月180時間勤務 時間 30 分かかる

イ. お父さんの「保育を必要とする事由」が「病気・けが・障がい」の場合、以下の項目について回答ください。

病名・けが等の状態	診断書または障害者手帳、療育手帳の写しを提出してください。	
療養状況	☐ 入院期間 () 月 () 日まで ☐ 自宅療養 (週 日通院中)	⇒
通院・入院先	病院名 () 所在地 ()	

ウ. お父さんの「保育を必要とする事由」が「病入の看護等」の場合、以下の項目について回答ください。

看護等対象者氏名	() 歳 () 性別 () 同居 () 別居	診断書または障害者手帳、療育手帳の写しを提出してください。
看護等対象者病名	☐ 病気 (病名) () けが (状態) ()	⇒
看護等対象者療養状況	☐ 通院中 (週に 日通院中) ☐ 自宅療養中	
通院先	病院名 () 所在地 ()	

エ. お父さんの「保育を必要とする事由」が「災害の復旧」「就学」ほかの場合、その事由を簡単に記入ください。

保育を必要とする事由	必要な提出書類は保 育課にお問い合わせ ください。	⇒
------------	---------------------------------	---

【必須】「お母さん」の状況について、以下の項目について回答ください。(ひとり親により不在の場合は記入不要)

1. 母方の「別居祖父母」の状況について回答ください。(同居の場合は記入不要)

続柄	氏名	住所	備考
母方祖父	橋宮 一郎	中里273-6	☐ 所在不明 ☐ 死別
母方祖母	橋宮 柑子		☐ 所在不明 ☐ 死別

次の「アイ・ウ・エ」のいずれか該当する箇所を記入

2. 次の「アイ・ウ・エ」のうち、該当する箇所について回答ください。

ア. お母さんの「保育を必要とする事由」が「就労」「求職活動」の場合、以下の項目について回答ください。

就労状態	■ 就労中 (就労開始年月日 昭和 平成 令和 年 月 日)	申込書と一緒に 就労証明書を提出してください。
	☐ 内定 [内定就労予定日 令和 年 月 日]	⇒
	☐ 育児休業中 [育児休業明け予定日 令和 年 月 日]	※利用で次期復帰を早める場合には、就労証明書にその旨の記載が必要です。
☐ 求職中 [☐ 現在、採用面接を受ける等就労活動を行っている ☐ 利用開始後仕事を探す予定]		
就労先・店名等		
就労先住所		
令和3年度の就労先	☐ 無職 ☐ 令和4年度と同じ ☐ 令和5年度と違う (就労先・店名等: / 退職(予定)年月日: 年 月 日)	
就労形態	■ 正社員【常勤】 ☐ 準社員 ☐ 自営業 ☐ パート・アルバイト ☐ 内職 ☐ 専業主婦 ☐ 兼業主婦 ☐ 学生 ☐ その他 ()	
就労日数・時間	月・火・水・木・金・土・日 ※就労曜日の記入をお願いします。	1か月 日勤務
通勤時間	午前 午後 時から 午前 午後 時まで	1か月 時間勤務 分かかる

イ. お母さんの「保育を必要とする事由」が「出産」の場合、以下の項目について回答ください。

出産日・出産予定日	令和 5年 3月 31日	産休・育児明け就労	有 無 () 年 月 日から)
-----------	--------------	-----------	-------------------

※出産予定日の方は母子手帳の写しを提出してください。

※出産事由の期間後も申込みを続ける場合には、保育を必要とする別の事由が必要となります。

ウ. お母さんの「保育を必要とする事由」が「病気・けが・障がい」の場合、以下の項目について回答ください。

病名・けが等の状態	診断書または障害者手帳、療育手帳の写しを提出してください。	
療養状況	☐ 入院期間 () 月 () 日まで ☐ 自宅療養 (週 日通院中)	⇒
通院・入院先	病院名 () 所在地 ()	

エ. お母さんの「保育を必要とする事由」が「病入の看護等」の場合、以下の項目について回答ください。

看護等対象者氏名	() 歳 () 性別 () 同居 () 別居	診断書または障害者手帳、療育手帳の写しを提出してください。
看護等対象者病名	☐ 病気 (病名) () けが (状態) ()	⇒
看護等対象者療養状況	☐ 通院中 (週に 日通院中) ☐ 自宅療養中	
通院先	病院名 () 所在地 ()	

オ. お母さんの「保育を必要とする事由」が「災害の復旧」「就学」ほかの場合、その事由を簡単に記入ください。

その他保育ができない理由	必要な提出書類は保 育課にお問い合わせ ください。	⇒
--------------	---------------------------------	---

15. マイナンバー（個人番号）の記入について

申込書へのマイナンバー（個人番号）記入のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、支給認定申請に係る手続きには個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認等の手続きが必要となります。

【保育所等利用申込書の記載欄】

申込書の1ページ目の児童氏名と家族構成を記入する欄に、全員の個人番号を記入してください。

○「利用申込児童」について

児童氏名		生 年 月 日 個人番号（12ケタ）	年齢	性 別
		平成・令和 年 月 日		☐ 男 ☐ 女
			歳	

⋮

○「利用申込児童の家族構成」について（父母、兄弟姉妹及び同居している方を記入ください。）

児童との続柄	家族氏名		生 年 月 日 個人番号（12ケタ）	年齢	就労先名・学校名
父親			☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日		
				歳	
母親			☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日		
				歳	

※保育課窓口で申込書提出の際、本人確認（番号確認・身元確認）が必要です。

個人番号（マイナンバー）を記載した保育所等利用申込書を提出する場合、なりすましなどを防止するため、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

詳しくは次のページ（P.27）をご覧ください。

《本人確認に必要な書類等》

本人確認には次の書類等を窓口で提示していただきます。

番号確認書類（次のうちの1つ・コピー不可）

- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）

身元確認書類

顔写真付きの公的証明書（1つ必要・コピー不可）

- ・個人番号カード
- ・運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書
- ・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・住所もしくは生年月日が記載され写真の表示等の措置が施されているもの

顔写真なしの公的証明書（2つ必要・コピー不可）

- ・公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国家公務員共済又は地方公務員共済の組合員証、私立学校教職員共済の加入者証、国民年金手帳
- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ・その他官公署等から発行された書類であって氏名・住所もしくは生年月日が記載されているもの

※個人番号カードがあれば、番号確認と身元確認を1枚で行うことができます。

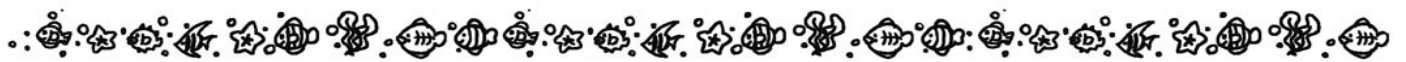
※必ず原本をお持ちください。

《窓口で申込書を提出するとき》

1. 申込書に記入した家族全員の個人番号を記載して保育課窓口で提出
2. 申込書に記入した申込者の個人番号の確認を行います。
➢ 申込書に記入されている申込者の方の「番号確認書類」を提示
3. 申込書の提出者（代理人を含む）の身元の確認を行います。
➢ 申込書の提出者の方の「身元確認書類」を掲示

窓口に来られる方が代理人（申請者とは別の方）の場合は、「委任状」の提出をお願いします。

ご不明な点は小田原市保育課（33-1451）までお問い合わせください。



問い合わせ・郵送先

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市子ども若者部 保育課 保育係（小田原市役所 5 階）
TEL：0465-33-1451 FAX：0465-33-1456

保育コンシェルジュへの相談

【相談日時】平日 9：00～12：00／13：00～17：00

【相談場所・電話番号】上記問い合わせ先と同じ

※ 事前にお電話でのご予約をお願いします。（詳しくは P.14 をご覧ください）

